

一般社団法人 オープンCAE学会 勉強会の後援規定

目的

第1条 一般社団法人オープンCAE学会(以下、学会と記す)が、その定款第3条に記載された目的を達成するために行う同第4条に定める事業の一環として、同学会会員が自主的に開催する勉強会に対して、勉強会からの申請と学会による承認に基づく後援を行う。本規定はその後援の方法等について規定することを目的とする。

後援内容

第2条 学会による勉強会への後援内容は以下とする。

- (1) 学会発行のニュースレターや学会ホームページ等での勉強会活動の周知
- (2) 勉強会が発行する文書やホームページ等の電子媒体における学会名称等の公開情報の表示
- (3) その他、勉強会から申し出があり、学会が了解した事項

勉強会の要件

第3条 後援を受ける勉強会は以下を満足する必要がある。

- (1) 学会定款第3条に定める目的に合致する勉強会であること
- (2) 勉強会の代表者または代表者を代行し得る幹事等を申請者とし、その申請者が学会会員であること
- (3) 勉強会の名称・代表者の氏名・住所・連絡先メールアドレス、および上記の申請者の氏名・学会会員番号を学会事務局に登録すること
- (4) 勉強会の開催について、学会発行のニュースレターや学会ホームページ等に掲載することを原則として許可すること
- (5) 会計等の勉強会の運営が健全・適切に行われていること
- (6) 勉強会の活動・運営の状況に関し、学会の求めに応じて報告がなされること
- (7) 勉強会の活動・運営に伴い、いかなる問題を生じても学会にその責任を求めないこと

後援の申請

第4条 後援を希望する勉強会は、所定の書式による後援申請書を学会に提出する。申請時には勉強会の活動内容が分かる資料の添付、もしくは学会への通信欄にWebサイト等の公開情報のアドレスを記載すること。

後援の有効期限

第5条 後援の有効期限は、後援が認められた日からその年度末(3月)までとする。翌年度開始月(4月)は更新のための期間とし、その期間に再申請があれば後援を継続する。

第6条 後援を認められた勉強会が後援の更新を希望する場合には、本規定第4条と同様に申請する。

後援申請内容の変更

第7条 後援を受ける勉強会は、第4条による申請内容から変更が生じた場合には、速やかに変更内容を学会に届け出る。

後援の取消

第8条 勉強会の実態が、第3条による要件を満たさず、第4条による申請内容と異なり、学会より後援を受ける勉強会として不適切と判断される場合は、学会は後援を取り消すことができる。

第9条 後援の取消を希望する勉強会は、所定の書式による取消申請書を学会に提出する。

第10条 なお、取消が受諾されるまでに掲示していた活動内容の周知、勉強会名称などについて過去に遡っての削除の申請はできないものとする。

勉強会の後援申請書

オープンCAE学会会長 殿

本勉強会は貴学会の勉強会の後援規定第3条の勉強会の要件を満たすので、第2条の後援内容を希望し、第4条に従い次の通り勉強会の後援を申請します。また、本申請の棄却および第8条に規定された後援の取消が行われた場合に貴学会へ異議を申し立てしない事を誓います。

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

勉強会名称 _____

勉強会の代表者または代表者を代行しうる幹事の連絡先:

氏名 _____
(自筆のみとする)

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

学会への通信欄 _____

勉強会の後援取消申請書

オープンCAE学会会長 殿

本勉強会は貴学会の勉強会の後援規定第9条に従い、後援の取消を申請します。本勉強会は貴学会からの受けていた後援に係る過去の貴学会の掲示物、情報媒体への本勉強会の情報について第10条に従うことを誓います。

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

勉強会名称 _____

勉強会の代表者または代表者を代行しうる幹事の連絡先:

氏名 _____
_____ (自筆のみとする)

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

学会への通信欄 _____
